

令和3年度 松浪地区まちぢから協議会 第7回 運営委員会 次第

日時 令和3年11月17日(水)

場所 松浪コミュニティセンター ホール1・2

- 1 開会(前田会長)
- 2 議事
 - (1) 松浪コミセンまつりについて
 - (2) 賀詞交歓会について
 - (3) その他
- 3 防災対策部会からの進捗報告
- 4 自治会長部会からの進捗報告
- 5 市民安全部会からの進捗報告
- 6 自治会館の管理運営について
- 7 松浪コミュニティセンター・子どもの家「なみっこ」の管理運営について
- 8 松浪コミカフェ管理運営について
- 9 松浪まちぢから協議会HPの現状報告
- 10 会計からの報告
- 11 各団体からの報告・共有
 - (1) 松浪地区社会福祉協議会
 - (2) 松浪地区民生委員児童委員協議会
 - (3) 松浪地区老人クラブ連合会
 - (4) 松浪地区地域包括支援センターさざなみ

- (5) 松浪地区体育振興会
- (6) 松浪地区スポーツ少年団
- (7) 汐見台小学校区青少年育成推進協議会
- (8) 緑が浜小学校区青少年育成推進協議会
- (9) 松浪小学校区青少年育成推進協議会
- (10) 汐見台小学校PTA
- (11) 緑が浜小学校PGT
- (12) 松浪小学校PTA
- (13) 松浪中学校PTA
- (14) 食生活改善推進団体
- (15) 浜竹一丁目自治会
- (16) 浜竹二丁目自治会
- (17) 浜竹三丁目自治会
- (18) 浜竹四丁目自治会
- (19) 松浪一丁目自治会
- (20) 松浪二丁目自治会
- (21) 富士見町自治会
- (22) LG 富士見町自治会
- (23) 常盤町自治会
- (24) 緑が浜自治会
- (25) 汐見台自治会

(26) 出口町自治会

(27) ひばりが丘自治会

(28) 美住町自治会

(29) 公募委員

12 まちぢから協議会連絡会

13 スケジュールについて

14 閉会

次回運営委員会：令和3年12月15日（水）

茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会
自治会長 各位

湘南鎌倉初公演
世界を感動させた☆スーパーミラクルイリュージョン
木下大サーカス湘南鎌倉公演
ご招待券等 ご配布についてのお願い

謹啓 師走の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、社会福祉事業協賛として、主催 読売新聞社・日本テレビ・報知新聞社・ラジオ日本・KINOSHITA CIRCUS により、湘南地域では初めての『世界を感動させた☆スーパーミラクルイリュージョン ☆木下大サーカス』湘南鎌倉公演を、下記の通り開催する運びとなりました。

と き：2021年12月19日(日)～2022年3月13日(日)

休 演 日：毎週木曜日と12/22(水)、31(金)、1/12(水)、26(水)、2/9(水)、3/2(水)。但し、12/30(木)は開演。

と ころ：鎌倉市 湘南モノレール 湘南深沢駅前 特設会場 (JR大船駅南2.5km)

公演にあたりましては神奈川県、茅ヶ崎市等へ『福祉招待券』を贈呈し、福祉施設の皆様に積極的にご招待し、社会福祉と地域の活性化の一助となりましたら幸いに存じます。

つきましては、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会様のご理解とご協力をいただき、日頃より地域発展にご貢献されている皆様や地域の子どもたちに、是非新プログラムで構成された世界屈指のサーカススペクタクルをご観覧いただきたく、下記の通りご招待券等をご用意させていただきました。

子どもたちに夢と希望にあふれる明日へ向かう感動を与える情操教育として、そして社会福祉事業協賛の主旨を何卒ご理解賜り、下記のご招待券・割引券のご配布につきまして、ご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹白

- 記 -

① ご招待券・・・自治会長様へ2枚、各班長・組長様へ1枚ずつ

※期日指定の自由席ご招待券です。

※券面記載の指定日は入場料金が無料です。

期間外は1名様に限り1,500円で入場券をご購入いただけます。

② 割引券・・・20枚

※自治会長様のご裁量にて、ご配布をお願い致します。

※1枚で入場券を当日料金より4名様まで割引きでご購入いただけます。

おとな3,300円→3,000円 こども(3歳～高校生)2,300円→2,000円

大学・専門学校2,500円→2,300円

③ B3ポスター・・・1枚

※神奈川県・茅ヶ崎市・神奈川県市長会・神奈川県教育委員会・神奈川県社会福祉協議会等の後援名入りです。掲示板など、可能な場所へご掲示ください。

※新型コロナウイルスの感染状況により開催期間、公演回数、時間の変更および入場制限をさせていただく場合があります。

※公演に関する情報、感染予防の取り組み等の詳細は公式ホームページをご確認ください。



後 援：神奈川県・鎌倉市・藤沢市・逗子市・茅ヶ崎市
横須賀市・平塚市・大和市・小田原市
神奈川県教育委員会・鎌倉市教育委員会
神奈川県社会福祉協議会・鎌倉市社会福祉協議会
神奈川県市長会・神奈川県町村会 等

木下大サーカス湘南鎌倉公演事務局
〒231-0012 (12/10まで)
横浜市中区相生町2-50
大和地所相生町ビル3F
TEL：045-222-0081 FAX：045-222-0117
〒247-0064 (12/11から)
鎌倉市寺分8-1他
湘南深沢駅前 特設会場
TEL：0467-41-0045 FAX：0467-41-0207
担当：三宅 浩暉

各自主防災組織会長 様

茅ヶ崎市防災対策課長

令和3年度防災リーダー養成研修の開催について（依頼）

日頃より本市の防災行政につきましては、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、早速ではございますが、標記研修を次のとおり開催いたしますので、研修参加者を推薦くださいますようお願い申し上げます。

今年度の研修については、ご自宅等でのテキスト（事前送付）学習による「個別研修」と研修会場でのグループワーク・意見交換等を行う「集合研修」を併用して開催することといたしました。

※研修の修了には、「個別研修」「集合研修」とともに受講いただく必要があります。

1 日 時

内 容	日 程	
個別研修 主なテーマ（予定） ① 防災基礎知識について ② 地域での防災活動について ③ 避難所での活動について など	1月上旬～下旬（予定） ※日程の詳細は、参加者に通知いたします。 ※ご都合に合わせて学習いただけます。	
集合研修・修了式 （グループワーク・意見交換） ※右記のいずれかの日程番号 を選択してください。 各回定員：40人	①	2月12日（土） 9：00～12：00
	②	2月12日（土） 14：00～17：00
	③	2月13日（日） 9：00～12：00
	④	2月13日（日） 14：00～17：00

2 集合研修会場 茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室

3 対 象 者

自主防災組織会長の推薦を受けた自主防災組織員、もしくは地域内の事業所関係者。
 ※平常時・災害時の防災対策においては、男女双方からの視点が必要なため、女性の受講者の積極的な推薦に御協力をお願いします。

※従前よりも受講しやすい日程となっておりますので、多世代の方のご参加をお待ちしています。

4 申込期日 令和3年12月24日（金）まで

【裏面もあります】

5 推薦方法

【別紙】推薦書を電子メール、郵送にてお送りいただくか、防災対策課窓口へ直接お持ちください。

FAXでの送信については、誤送信等のトラブルを回避するため、今回よりお断りしますのでご了承ください。

受講者が決定次第、自主防災組織会長及び受講者本人へ通知します。

6 連絡事項

- (1) 【別紙】推薦書の様式については、市ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてご使用ください。

茅ヶ崎市トップページ>防災>訓練・研修・講座>防災リーダー養成研修

- (2) 「個別研修」については、受講者へ講習テキストを送付します。

また、主要テーマについてYouTube等によるオンライン視聴も可能です。(必須ではありません。)

なお、講座の要点について知識の定着を目的に、簡単な「確認テスト」を行います。

※確認テストは、参加者へ個別に送付します。

※確認テストは、あらかじめ回答を記入いただき、集合研修当日に、会場にて提出していただきます。

- (3) 「集合研修(グループワーク・意見交換)」については、参加人数に著しい不均衡が生じた場合は、日程変更をお願いする場合があります。

※参加にあたっては、後日送付予定の「受講案内」に従い、マスク着用・手指消毒・検温等の感染防止対策にご協力をお願いします。

【感染リスク高まった際の対応について】

次のような場合は、日程を延期し、あらためて実施する予定です。

- ・本市に新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置が適用されたとき
- ・神奈川県に緊急事態宣言が発令されたとき
- ・相対的にみて感染リスクが高まっており研修の開催が難しいと判断されたとき

※延期の際は、参加者本人及び自主防災組織会長へ連絡します。

- (4) 「修了式・貸与品授与」については、集合研修終了後、同会場にて実施します。

- (5) 「今回の防災リーダー養成研修を受講された方」については、令和4年度防災リーダーフォローアップ研修(基礎講座・実技講座)を受講していただきます。

※開催は令和4年7月頃を予定しています。

※日時等の詳細は、受講者へあらためてご連絡いたします。

連絡先

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 茅ヶ崎市防災対策課防災担当

電話 0467-82-1111 (内線 1461~1463)

電子メール bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

令和 年 月 日

(宛先) 茅ヶ崎市市民安全部防災対策課長

自主防災組織

会 長

防災リーダー養成研修参加者を次のとおり推薦します。

住 所	〒		電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
氏 名		男 女	(西暦)	
集合研修希望日	第1希望 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		第2希望 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④	

住 所	〒		電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
氏 名		男 女	(西暦)	
集合研修希望日	第1希望 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		第2希望 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④	

住 所	〒		電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
氏 名		男 女	(西暦)	
集合研修希望日	第1希望 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		第2希望 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④	

※「集合研修希望日」は、希望する日程番号の□に☑を第2希望まで記入してください。
(依頼文の集合研修・修了式を参照してください。)

～ご記入いただくにあたっての注意事項～

1. 推薦にあたっては、参加者本人に確認のうえ、記入をお願いします。
2. 「集合研修（グループワーク・意見交換）」については、参加人数に著しい不均衡が生じた場合は、日程変更をお願いする場合があります。
3. 推薦書が複数必要な場合は、本推薦書をコピーしていただくか、市のホームページからダウンロードをしてください。また、防災対策課窓口でも配布可能です。

茅ヶ崎市トップページ>防災>訓練・研修・講座>防災リーダー養成研修

4. 推薦書は、電子メール、郵送にてお送りいただくか防災対策課窓口へ直接お持ちください。
FAXでの送信については、誤送信等のトラブルを回避するため、今回よりお断りしますのでご了承ください。
5. 電子メールで送信された方には、受信確認のため防災対策課より返信メールを送ります。返信メールが5日以上届かない場合は、防災対策課までお問い合わせください。
6. 申込期限は、令和3年12月24日（金）までとなります。

問い合わせ先・送付先

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1

茅ヶ崎市役所防災対策課 防災担当

電 話 0467-82-1111 (内線1461～1463)

電子メール bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

記入例

(宛先) 茅ヶ崎市市民安全部防災対策課長

●●●●●●●●●● 自主防災組織

会 長 ●● ●●

防災リーダー養成研修参加者を次のとおり推薦します。

住 所	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	電話番号	0467-82-1111
フリガナ	ボウサイ タロウ	生年月日	1980年 5月 1日
氏 名	防 災 太 郎	(男) 女	
集合研修希望日	第1希望 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④		第2希望 <input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④

住 所	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	電話番号	0467-82-1111
フリガナ	ボウサイ ハナコ	生年月日	1984年 7月20日
氏 名	防 災 花 子	男 (女)	
集合研修希望日	第1希望 <input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		第2希望 <input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④

住 所	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	電話番号	0467-82-1111
フリガナ	ボウサイ タイチ	生年月日	2008年12月23日
氏 名	防 災 太 一	(男) 女	
集合研修希望日	第1希望 <input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④		第2希望 <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④

※「集合研修希望日」は、希望する日程番号の□に☑を第2希望まで記入してください。
(依頼文の集合研修・修了式を参照してください。)

感震ブレーカー等設置費補助金制度について

1. 申請状況について

令和3年10月〇〇日時点の申請状況は、下表の通りです。今年度の当初予算額は、5,700,000円で、現時点までに交付している金額は、2,010,300円（執行率35.3%）となり、追加申請が可能です。申請期間は令和4年1月31日までとしておりますので、ご希望がありましたら、追加の申請をお願いいたします。

地 区	申 請 数	H26～現在 累計設置率(%)
茅ヶ崎	14	15.8
茅ヶ崎南	210	28.8
海 岸	147	55.2
南 湖	21	8.0
湘 南	52	7.4
鶴 嶺 東	209	14.0
鶴 嶺 西	0	1.8
松 林	60	12.3
小 和 田	6	0.5
松 浪	25	13.9
浜 須 賀	6	30.4
湘 北	143	11.7
小 出	10	4.5
合 計	903	16.4

2. 実績報告について

実績報告の提出期限は、令和4年2月28日となっています。

設置まで完了しましたら「実績報告書・領収書・名簿表」の提出をお願いいたします。

3. その他

補助金の対象機器の参考価格が10月より一部変更されております。

●価格変更機種：⑩一発遮断（裏面参照）


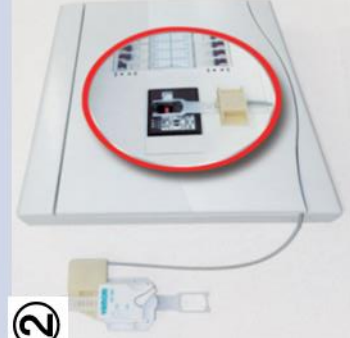








【変更前】4,180円（自己負担：1,480円/市負担：2,700円）

【変更後】5,445円（自己負担：2,445円/市負担：3,000円）

感震ブレーカーの種類

令和3年10月現在

◆簡易型感震ブレーカー ※代表的な機器について記載しています。価格はヒアリングによる参考価格を示しています。

対象機器名※1	① ヤモリ	② ヤモリ・デ・セット	③ スイッチ断ボールⅢ	④ パワーヤモリセット	⑤ ピオマ
姿					
特徴	パネの力でブレーカーを自動的に遮断。分電盤本体に設置。ふた付の分電盤に設置した場合、ふたが閉まらなくなる。	ふた付きの分電盤に対応した製品。分電盤から離れた箇所へ本体を設置。オプション一体のため、ヤモリ単体より高価。設置がやや難しい。	おもり玉の落下によりブレーカーを自動的に遮断。分電盤本体またはその付近に設置。水平に設置し、ひもが落下時に引っかかるらないようにする必要がある。	①や②では遮断できないアンペアブレーカー(容量が大きい≒75A以上)のものやブレーカーのレバーが硬いもの、レバーの移動距離が長いものへ対応可。	遅延遮断機能を有し、揺れを検知後3分後にブレーカーを遮断。ピオマは分電盤本体へ設置。
参考価格(税込) 【負担額内訳*】	2,750円 (自:950円、市:1,800円)	5,500円 (自:2,500円、市:3,000円)	2,750円 (自:950円、市:1,800円)	8,250円 (自:5,250円、市:3,000円)	10,780円 (自:7,780円、市:3,000円)
対象機器名※1	⑥ 地震みはりロボ	⑦ 震太郎	⑧⑨ ki感震センサー	⑩ 一発遮断	
姿					
特徴	遅延遮断機能を有し、揺れを検知後3分後にブレーカーを遮断。アース付コンセントにより漏電ブレーカーを作動させ、電気を遮断。疑似漏電により漏電ブレーカーを作動させるため、漏電ブレーカーがない場合は適用不可。コンセント(アース又は3端子付)に取り付ける。		アース線タイプ	3端子タイプ	揺れを感じると疑似漏電により漏電ブレーカーを作動させ、電気を遮断。アース付コンセントに取り付ける。
参考価格(税込) 【負担額内訳*】	20,000円 (自:17,000円、市:3,000円)	10,780円 (自:7,780円、市:3,000円)	5,445円 (自:2,445円、市:3,000円)	5,775円 (自:2,775円、市:3,000円)	5,445円 (自:2,445円、市:3,000円)

※1 一般財団法人日本消防設備安全センターが実施する消防防災製品等推奨制度の推奨品を補助対象機器としています。

【*負担額内訳凡例】自:自己負担額 市:市の補助金額(感震ブレーカー税込本体価格の2/3(100円未満切り捨て、1個あたりの上限金額3,000円))

まちぢから協議会連絡会への依頼事項 概要

令和3年11月10日（水）13:30～

- 依頼事項：一斉改選に伴う民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の内申等及び地区別説明会について
- 担当課かい：福祉政策課

概要

- ・令和4年12月1日に、3年に1度の民生委員・児童委員、主任児童委員の一斉改選が全国で行われる。
- ・今回も自治会長様に民生委員・児童委員、まちぢから協議会会長様、自治会連合会会長様には主任児童委員の候補者内申をお願いしたい。
- ・また、あわせて各地区で一斉改選に伴う民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の内申等に係る地区別説明会を開催させていただきたい。

説明

1. 候補者の内申依頼

民生委員・児童委員の任期は3年で、3年ごとに全国で一斉改選が行われ、来年の令和4年がその一斉改選の年となります。つきましては、今回も一斉改選に係る候補者の選出とその内申を民生委員・児童委員については各自治会長様に、主任児童委員については、まちぢから協議会会長様、湘北地区にあつては自治会連合会会長様をお願いいたしたく、本日はご説明に伺いました。

今回も前回（令和元年度）同様に、選出期間を確保し、年末～年始にかけて内申依頼をするものです。

2. 地区別説明会開催依頼

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動内容の理解不足による、委嘱後の早期退任等の問題が発生しないよう、候補者の方に民生委員・児童委員、主任児童委員の活動をご理解いただいた上でお引き受けいただくため、内申をいただく自治会長様、まちぢから協議会会長様等を対象に、各地区で民生委員・児童委員、主任児童委員の活動についての地区別説明会を開催させていただきたいと考えております。

具体的には、前回同様に各地区で自治会長様とまちぢから協議会会長様の皆様が一同に集う場（地区まちぢから協議会、地区連合会定例会等）に伺い、そこでお時間を頂き、担当課職員より選出と内申手続についての説明を、各地区の民生委員児童委員協議会の会長より民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について、ご説明させていただきたいと考えております。

地区別説明会の時期でございますが、12月から1月に実施したいと考えております。

3. スケジュール説明

- ・ 12月～1月の説明会終了後、順次内申の受付を開始し、1次締め切りとして、3月31日（木）とさせていただきます。
- ・ 3月までに内申のなかった自治会、まちぢから協議会等に対しましては、4月上旬を目途に改めて候補者選出と内申書提出について依頼を行う予定でございます。その場合には、必要に応じて、新任の自治会長様へ改めて民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を説明する場を設けることも考えております。
- ・ 6月下旬を最終的な締め切りとしており、7月には候補者の審議を民生委員推薦会において行う予定でございます。

4. 推薦基準

民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦に係る各種基準は別紙のとおり、令和3年8月20日（金）開催の「令和3年度第1回 茅ヶ崎市民生委員推薦会」にて決定しております。

5. 配布資料

なお、各自治会長様宛に候補者内申を依頼する際には、本日お配りいたしました

- ① 「一斉改選に伴う民生委員・児童委員候補者の内申等に係る地区別説明会について（依頼）」
- ② 「民生委員・児童委員の一斉改選について」（自治会長向け説明資料）」
- ③ 「民生委員・児童委員 主任児童委員として活動してみませんか？」（候補者向け説明資料）」
- ④ 「民生委員・児童委員推薦基準（令和4年度一斉改選）」
- ⑤ 「主任児童委員推薦基準（令和4年度一斉改選）」
- ⑥ 「民生委員・児童委員候補者個人調書」
- ⑦ 「民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者個人調書の記入について」

その他関連資料をお渡しする予定でおります。

以上、ご多忙の中大変恐縮ですが、民生委員・児童委員、主任児童委員の地域での役割をご理解いただき、候補者選出にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

まちぢから協議会長 各位

茅ヶ崎市民生委員推薦会
委員長 岩田 はるみ
(委員長印省略)

一斉改選に伴う民生委員・児童委員（主任児童委員）候補者の内申等及び地区別説明会の
日程調整について（依頼）

初冬の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、民生委員・児童委員の内申等につきましては、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年度に一斉改選いたしました民生委員・児童委員の方々が、令和4年11月30日をもって任期が満了となり、同年12月1日に一斉改選が行われます。

来年度の一斉改選につきまして、これまでと同様に各自治会長様、各地区まちぢから協議会（湘北地区は自治会連合会）会長様より内申をいただきたくご依頼申し上げます。

ご多忙中のところ大変恐縮ですが、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、地区まちぢから協議会の運営委員会等の場でお時間をいただき、民生委員・児童委員の日頃の活動とともに、一斉改選に伴う内申に係る提出書類等についてご説明させていただきたいと考えておりますので、後日、日程調整につきまして、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。


説明会では、内申に関する依頼も、同時にさせていただく予定であります。

ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、地域福祉の主要な担い手である民生委員・児童委員の活動にご理解いただき、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- | | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 説明会開催日時 | 令和3年12月～令和4年1月 |
| 2 説明会開催場所 | 定例会等の場所にお伺いいたします |
| 3 説明内容 | 1) 民生委員・児童委員の活動と役割
2) 民生委員・児童委員の地区での活動
(地区民生委員児童委員協議会会長より)
3) 民生委員・児童委員の一斉改選に係る内申について |
| 4 次期民生委員委嘱期間 | 令和4年12月1日～令和7年11月30日（3年間） |
| 5 その他 | 説明会の席上におきまして、内申に係る提出書類等を配布させていただきます。 |

事務担当：茅ヶ崎市
福祉部福祉政策課福祉政策担当 森・中田・舟橋
電話 0467-82-1111 (内 3221～3223)

令和4年度一斉改選候補者推薦及び欠員補充に向けたスケジュール

年度	月日等	一斉改選候補者推薦	欠員補充
令和3年度	8月20日 (金)	■第1回茅ヶ崎市民生委員推薦会 ・民生委員・児童委員及び主任児童委員推薦基準について	—
	10月29日 (金)	—	■第2回茅ヶ崎市民生委員推薦会 ・候補者の推薦について
	11月10日 (水)	○茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 ・候補者の内申（個人調書の提出）依頼について ・一斉改選に関する地区別説明会について ・一斉改選候補者推薦スケジュールについて ・民生委員児童委員及び主任児童委員推薦基準について	—
	12月中旬 ～ 1月中旬	○一斉改選に関する地区説明会（地区ごと） ・民生委員・児童委員、主任児童委員の内申（個人調書の提出）依頼について ・民生委員・児童委員、主任児童委員の職務について ・地区民児協の取組み等について	—
		 説明会終了後、 内申（個人調書の提出）の受付を開始します。	—
	2月上旬	—	■第3回茅ヶ崎市民生委員推薦会 ・候補者の推薦について (欠員に対する候補者の内申があった場合)
	3月下旬	○内申書類の提出一次締切（期間：約3か月）	—
令和4年度	4月上旬	○内申に関する再度の依頼 →内申（個人調書の提出）のなかった自治会、まちぢから協議会等に対し、改めて依頼します。	—
	6月中旬	—	■第1回茅ヶ崎市民生委員推薦会 ・候補者の推薦について (欠員に対する候補者の内申があった場合)
	6月下旬	○内申書類の最終締め切り	—
	7月上旬	■第2回茅ヶ崎市民生委員推薦会 ・一斉改選に係る候補者の推薦について	—
	9月上旬	○神奈川県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 ・茅ヶ崎市長から推薦された候補者の推薦について	—
	9月下旬	○神奈川県から厚生労働大臣への推薦 ○国における審査 ○国からの内定	—
	12月上旬	○民生委員・児童委員委嘱式・退任式【一斉改選】	—
2月上旬	—	■第3回茅ヶ崎市民生委員推薦会 ・候補者の推薦について (欠員に対する候補者の内申があった場合)	

3 茅民推第2号
令和3年11月10日

自治会長 各位

茅ヶ崎市民生委員推薦会
委員長 岩田 はるみ
(委員長印省略)

一斉改選に伴う民生委員・児童委員候補者の内申等に係る地区別説明会について (依頼)

初冬の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、民生委員・児童委員の内申等につきましては、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年度に一斉改選いたしました民生委員・児童委員の方々が、令和4年11月30日をもって任期が満了となり、同年12月1日に一斉改選が行われます。

来年度の一斉改選につきまして、これまでと同様に各自治会長様より内申をいただきたくご依頼申し上げます。

また、候補者をご選出いただくにあたり、民生委員・児童委員の日頃の活動とともに、一斉改選に伴う内申に係る提出書類について説明させていただきますので、是非ご参加下さいますようよろしくお願い申し上げます。説明会では、内申に関する依頼も、同時にさせていただく予定であります。

ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、地域福祉の主要な担い手である民生委員・児童委員の活動にご理解いただき、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- | | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 説明会開催日時 | _____ |
| 2 説明会開催場所 | _____ |
| 3 説明内容 | 1) 民生委員・児童委員の活動と役割
2) 民生委員・児童委員の地区での活動
(地区民生委員児童委員協議会会長より)
3) 民生委員・児童委員の一斉改選に係る内申について |
| 4 次期民生委員委嘱期間 | 令和4年12月1日～令和7年11月30日(3年間) |
| 5 その他 | 説明会の席上におきまして、内申に係る提出書類等を配布させていただきます。 |

事務担当：茅ヶ崎市
福祉部福祉政策課福祉政策担当 森・中田・舟橋
電話 0467-82-1111 (内 3221～3223)

まちぢから協議会会長 各位

茅ヶ崎市民生委員推薦会
委員長 岩田 はるみ
(公印省略)

一斉改選に伴う主任児童委員候補者の内申等に係る地区別説明会について (依頼)

初冬の候、皆様方におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より、民生委員・児童委員及び主任児童委員の内申等につきましては、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年度に一斉改選いたしました民生委員・児童委員及び主任児童委員の方々が、令和4年11月30日をもって任期が満了となり、同年12月1日に一斉改選が行われます。

来年度の一斉改選につきまして、これまでと同様に各地区まちぢから協議会(湘北地区は自治会連合会)会長様より内申をいただきたくご依頼申し上げます。

また、候補者をご選出いただくにあたり、民生委員・児童委員及び主任児童委員の日頃の活動とともに、一斉改選に伴う内申に係る提出書類について説明させていただきますので、是非ご参加下さいますようよろしくお願い申し上げます。

説明会では、内申に関する依頼も、同時にさせていただく予定でおります。

ご多忙のところ大変恐縮に存じますが、地域福祉の主要な担い手である民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動にご理解いただき、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- | | |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 説明会開催日時 | _____ |
| 2 説明会開催場所 | _____ |
| 3 説明内容 | 1) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動と役割
2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の地区での活動
(地区民生委員児童委員協議会会長より)
3) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選に係る内申について |
| 4 次期主任児童委員委嘱期間 | 令和4年12月1日～令和7年11月30日(3年) |
| 5 その他 | 説明会の席上におきまして、内申に係る提出書類等を配布させていただきます。 |

事務担当：茅ヶ崎市
福祉部福祉政策課福祉政策担当 森・中田・舟橋
電話 0467-82-1111 (内 3221～3223)

民生委員・児童委員の一斉改選について

民生委員・児童委員は、1期3年として活動しており、3年に1度、全国的に一斉に委員を改選することとなっております。次回一斉改選は、令和4年12月1日に行われます。

自治会長の皆様より、一斉改選に向けた民生委員・児童委員の候補者の内申を頂くにあたり、下記の内容についてご一読下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 民生委員・児童委員に係る基本情報

(1) 民生委員・児童委員の役割と活動

民生委員・児童委員は、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」ことを役割として担い、日頃から、支援を必要としている方がいないか友愛訪問を通して、把握していただいております。また、必要に応じて、行政や福祉関係機関のサービスをご紹介するなど、適切な支援につないでいただいております。

(2) 民生委員・児童委員の担当区分

民生委員・児童委員は、大きく「一般委員」と「主任児童委員」に分けられます。

- 一般委員・・・一人あたり数百世帯の担当区域を受け持ち、高齢者、障がい者、児童の区分に関わらず、援助を必要とする方の支援を行います。
- 主任児童委員・・・世帯数ごとの担当区域は持たず、地区まちぢから協議会区域単位で活動します。
児童相談所やその他児童福祉関係機関、区域担当の児童委員と連携しながら、児童に特化した支援活動を行います。

(3) 一斉改選の対象

3年に1度の一斉改選では、全民生委員・児童委員が改選の対象となります。

なお、改選にあたっては、現在活動中の民生委員・児童委員も、再任することが可能です。

(4) 民生委員・児童委員の任期

民生委員・児童委員の任期は、1期3年です。3年ごとに一斉改選が行われます。

- 現在活動中の委員の任期・・・令和元年12月1日～令和4年11月30日
- 今回内申を依頼する委員の任期・・・令和4年12月1日～令和7年11月30日

(5) 民生委員・児童委員の活動費

民生委員・児童委員は、民生委員法第10条により「給与を支給しないもの」と規定されており、あくまでボランティアとして活動していただいておりますが、活動に必要な交通費や通信費等に対する費用として、市より活動費をお支払いしています。

- 一般委員 年額98,400円 月額8,200円
- 地区会長 年額114,000円 月額9,500円

※主任児童委員は、一般委員と同額となります。

【4半期ごとに（6月、9月、12月、3月）に金融機関口座へ振込】

2 民生委員・児童委員の推薦について

※以下、推薦基準は全て委嘱日の令和4年12月1日現在での状態とします。

(1) 一般委員の推薦基準

- 新任の場合
 - ・ 30歳以上、72歳未満の者
(昭和25年12月2日から平成4年12月1日までに生まれた人)
 - ・ 担当区域に在住し、地域の実情に精通している人
 - ・ 地域住民のキーステーションとして常時連絡できる状態にある人
 - ・ 地域福祉の向上に積極的な活動が期待できる人
 - ・ できる限り若返りに努めることとするが、地域の実情によってはこの限りではない
- 再任の場合
 - ・ 75歳未満の人（昭和22年12月2日以後に生まれた人）
 - ・ 会議や研修への出席及び報告書の提出が、50%以上の人（各種データは依頼時に提供。）
 - ・ 地域の実情によってはこの限りではない

(2) 主任児童委員の推薦基準

- 新任の場合
 - ・ 30歳以上60歳未満の人（昭和37年12月2日から平成4年12月1日までに生まれた人）
 - ・ 地域の実情によってはこの限りではない
- 再任の場合
 - ・ 65歳未満の人（昭和32年12月2日以後に生まれた人）
 - ・ 地域の実情によってはこの限りではない

(3) 配置基準

○ 一般委員の配置基準

中核都市及び人口10万人以上の市においては、170世帯～360世帯に1人を配置することとされています。ただし、地域の高齢化の実態や、民生委員の経験年数等も踏まえて担当区域を地区民生委員児童委員協議会で割り振りますので、受け持ち世帯数は民生委員ごとにばらつきがあります。

○ 主任児童委員の配置基準

主任児童委員は、地区の区域担当の民生委員児童委員の定数により、下記のとおり国の基準で人数が定められています。

- ・ 区域担当が39人以下地区 …… 2人
- ・ 区域担当が40人以上の地区 …… 3人

(※現在のところ、茅ヶ崎市では区域担当40人以上の地区はありません。)

(4) 内申母体

- 一般委員…自治会ごとに、世帯数に応じた数の候補者を選出いただき、自治会長名で内申を頂きます。自治会の大きさにより、複数の候補者を選出いただく自治会もあれば、複数の自治会から連名で1名を選出いただく場合もあります。
- 主任児童委員…各まちぢから協議会、自治会連合会ごとに選出いただき、各まちぢから協議会、自治会連合会長名で内申を頂きます。市内の13地区は、全て2名ずつの配置となっております。

(5) 内申数

現在、市内の民生委員児童委員の定員は、神奈川県条例に定められており、区域担当302名、主任児童委員26名となっております。高齢者の増加等に伴い、次回一斉改選に向けて一般委員数の見直しを検討している地区民生委員児童委員協議会もございます。

具体的な内申依頼数は、自治会ごとに依頼時にお知らせいたします。

3 令和4年度内一斉改選事務の流れ

時期	行事	事務内容
令和3年12月 ～令和4年1月	民生委員活動 地区説明会	○各地区にて説明会を開催（日程は個別調整） ○説明会内で、内申に係る各種調書等配布
説明会開催後～ 3月下旬		○各自治会、まちぢから協議会、自治会連合会にて、候補者選出 ○内申書を福祉政策課へ提出（分庁舎2階 3番窓口へ）
3月29日		内申書提出 1次締め切り
4月10日頃		○内申書未提出自治会へ内申について、再度依頼
6月下旬頃		内申書提出 最終締め切り

各種お問い合わせやご相談は、下記へご連絡ください。
締め切りまでに候補者選出が間に合わない場合なども随時ご相談ください。
ご多忙の中、大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

問い合わせ・連絡先

茅ヶ崎市福祉部福祉政策課福祉政策担当

電話 82-1111（内線3221～3）

FAX 82-5157

MAIL fukushiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp



民生委員・児童委員

主任児童委員

として活動してみませんか？

民生委員・児童委員とは？

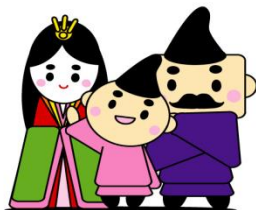
住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や児童、障がい者の方の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

主任児童委員とは？

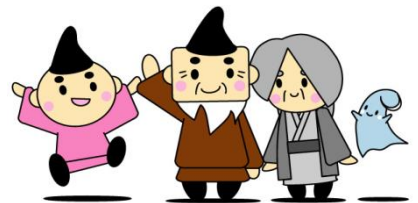
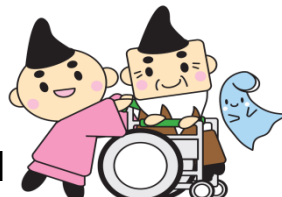
主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当し、民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、支援を必要とする人への相談、助言その他援助、および必要な情報の提供などを行っています。

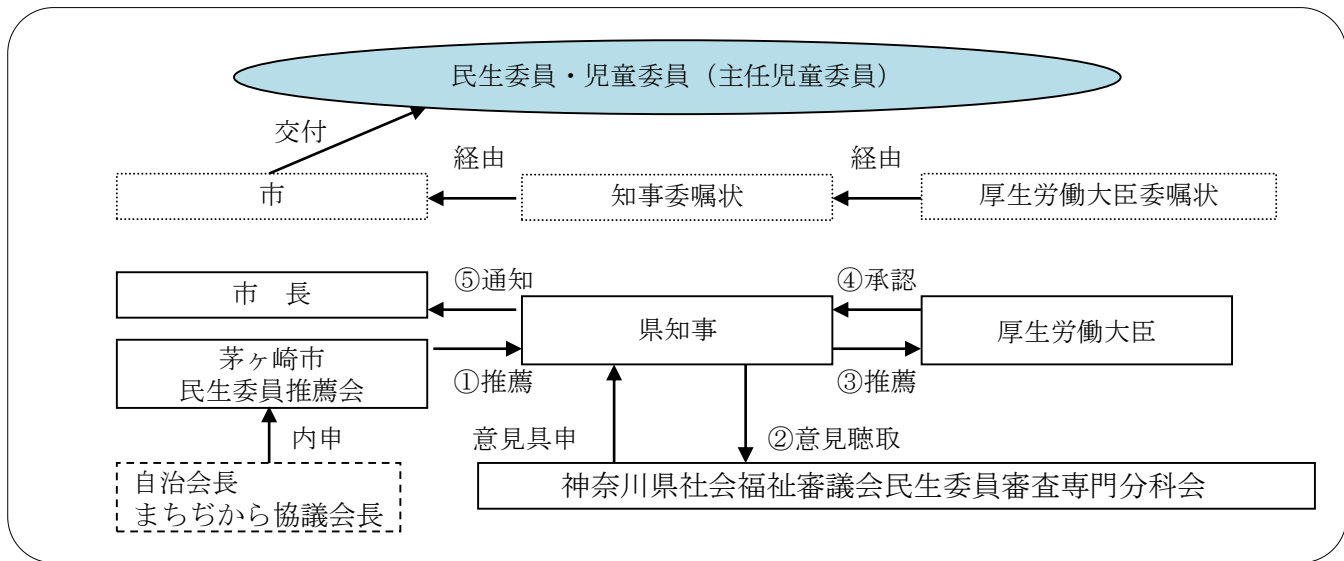
法律により、秘密を守る義務【守秘義務】が定められていますので、ご相談内容や秘密が他に漏れることはありません。



21



民生委員・児童委員に委嘱されるまで



- ①自治会長（主任児童委員はまちぢから協議会長、自治会連合会長）より内申が必要です。
 - ②自治会長、まちぢから協議会会長、自治会連合会長より内申いただきました候補者を、「茅ヶ崎市民生委員推薦会※¹」で審議します。
 - ③茅ヶ崎市民生委員推薦会で承認された候補者は、神奈川県に推薦され、「神奈川県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会※²」で審議します。
 - ④神奈川県で承認された候補者は、厚生労働省に推薦され、最終的に厚生労働大臣が承認します。
- 以上の厳しい審査を経て、【民生委員・児童委員】として委嘱されます。
- （※¹）民生委員法、同法施行令で各市町村に設置が義務付けられている会議体です。
- （※²）社会福祉法で都道府県、政令市等に設置が義務付けられている会議体です。

民生委員児童委員協議会組織

民生委員・児童委員を構成員とする組織（通称「民児協」）は、法定単位民児協（地区民児協）と連合民児協（市民児協等）があります。

地区民児協の任務は民生委員法で定められており、民生委員の職務に関する連絡及び調整をすること、関係行政機関との連絡にあたること、民生委員の職務に関して必要な知識及び技術の修得をさせることなどがあります。

組織図

法定単位民児協（地区民児協）

- ①茅ヶ崎地区 ②茅ヶ崎南地区 ③南湖地区 ④海岸地区 ⑤鶴嶺東地区 ⑥鶴嶺西地区 ⑦湘南地区
⑧松林地区 ⑨湘北地区 ⑩小和田地区 ⑪松浪地区 ⑫浜須賀地区 ⑬小出地区

任意団体（連合会民児協）

茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会

総会

○監事 2

【四役会】

○会長 1 ○書記 2
○副会長 2 ○会計 2

【常任理事会】

○各地区会長 13

【理事会】

○各地区会長 13
○各地区副会長 13
○各部部长 3

【高齢福祉部会】

○部会長 1 ○会計 1
○副部会長 2 ○書記 1
○監事 1
(構成)
●地区代表者 2
●部員
(民生委員児童委員)

【障がい福祉部会】

○部会長 1 ○会計 1
○副部会長 2 ○書記 1
○監事 1
(構成)
●地区代表者 2
●部員
(民生委員児童委員)

22

【児童福祉部会】

○部会長 1 ○会計 1
○副部会長 2 ○書記 1
○監事 1
(構成)
●地区代表者 2
●部員(民生委員児童委員・主任児童委員)

主任児童委員
連絡会 26

民生委員・児童委員、主任児童委員について

○任期について

- ・民生委員・児童委員、主任児童委員の任期は、3年です。
- ・令和4年の一斉改選で委嘱された民生委員の任期は、令和4年12月1日から令和7年11月30日までとなります。

○年齢要件について

- ・民生委員・児童委員は、新任：30歳以上～72歳未満 再任：30歳以上75歳未満
- ・主任児童委員は、新任：30歳以上～60歳未満 再任：30歳以上～65歳未満
- ・地域の実情によってはこの限りではありません。

○民生委員・児童委員、主任児童委員の活動費

民生委員・児童委員は、民生委員法第10条により「給与を支給しないもの」と規定されており、あくまでボランティアとして活動していただいています。ただし、活動に必要な交通費や通信費等に対する費用として、市より活動費が支給されます。

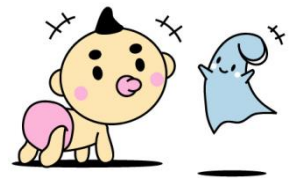
- ・一般委員 年額98,400円 月額8,200円
- ・地区会長 年額114,000円 月額9,500円

※主任児童委員は一般委員と同額となります。

【4半期ごと（6月、9月、12月、3月）に金融機関口座へ振込】

○地区民児協での主な活動について

- ・毎月1回の地区民児協定例会への出席（第1又は第2火曜日）
※前月の活動記録の提出、各種報告、学習会等
- ・地域の学校、福祉に関する団体の事業や主催会議に参加、協力
- ・年2～3回の参加（県民児協研修会、街頭ビラ配りほか）
- ・3年に1回実施される在宅高齢者実態調査
（参考：平成30年度実施内容「75歳以上高齢者への訪問聞き取り調査」）
- ・茅ヶ崎市社会福祉協議会の依頼による生活困窮者に対する年末たすけあい慰問金配付対象世帯の調査・配付協力、要援護世帯修学旅行支援費支給対象者の調査・協力
- ・主任児童委員は「こんにちは赤ちゃん訪問」、「児童虐待」、「引きこもり児童」等の問題を扱っています。



○茅ヶ崎市民児協での主な活動について

- ・総会への出席（年1回）
- ・全体研修会への出席（年3回）
- ・湘南東ブロック研修会への出席（年1回）
- ・3部会活動への出席（総会、研修会：年2回、役員会：月1回）



○茅ヶ崎市民児協の会費

茅ヶ崎市民児協は、本市の民生委員・児童委員をもって組織されており、会員相互の連絡調整及び親睦を図り、並びに職務に必要な研修を行うことを目的とし、会を自主的に運営しています。事業を遂行するために、委員の皆さまに会費をいただき、負担金（全国民生委員児童委員協議会、神奈川県民生委員児童委員協議会、神奈川県社会福祉協議会への会費）、運営費（会議費、慶弔費等）に充てて、活動しています。

会費は、年額8,500円（月額708円）です。

ここが知りたい！民生委員・児童委員、主任児童委員活動について(Q&A)



Q.具体的にはどのような活動をするのですか？

A.例えば、次のような活動があります。

- ・親の介護について不安がある方の相談を受けた。
- ・介護保険サービスについてご案内し、地域包括支援センターや市役所の高齢福祉介護課を紹介した。
- ・主任児童委員として、市の事業である『こんにちは赤ちゃん訪問』の実施に協力し、生後4ヶ月未満の赤ちゃんのいるお宅を訪問した。
- ・地域のひとり暮らし高齢者宅を訪問し、困っていることがないかお話を聞いた。
- ・地域の福祉サロン立ち上げのため、話し合いに参加した。
- ・民生委員・児童委員のための福祉研修会に出席した。

Q.福祉に関する知識がなくても民生委員・児童委員、主任児童委員になれますか？

A.初めは皆、福祉との関わりのなかった人がほとんどです。

必要な知識は、実際に民生委員・児童委員、主任児童委員になられてから、様々な研修をご用意していますので、心配はいりません。

また、経験豊富な民生委員・児童委員、主任児童委員の方々も多くいらっしゃいますので、少しずつ活動に慣れていただければ大丈夫です。

知識も大切ですが、地域のために何かしたい、困っている方の助けになりたい、という気持ちが、何よりも大切です。

Q.いろいろと予定があるのですが、活動はできますか？

A.日常の地域での活動は、ご自身で予定を調整しながら対応していただいています。

ただし、民生委員・児童委員、主任児童委員の組織の活動として、定期的に会議や研修会をしており、これらは年間日程を決めて行っています。



民生委員・児童委員、主任児童委員は、地域になくてはならない存在です。
皆さんも、地域の方の困りごとを解決するお手伝いをしてみませんか？たくさんの仲間がお待ちしています！

《民生委員・児童委員、主任児童委員に関する問い合わせ先》

茅ヶ崎市役所福祉部福祉政策課福祉政策担当(TEL 0467-82-1111 内線3221~3)

民生委員・児童委員推薦基準

(令和4年度一斉改選)

民生委員法第10条の規定により、民生委員・児童委員を改選するにあたり、適任者を選任できるよう、次のとおり推薦基準を設定する。

1 選任にあたっての一般方針について

- (1) 民生委員・児童委員の改選は、民生委員・児童委員の適任者を確保することを大きな主眼として行われるものであることから、現在の民生委員・児童委員を再任する場合は、過去の活動実績及び将来にわたって積極的な活動が期待できるかどうか十分検討すること。
- (2) 民生委員・児童委員でない人を新たに選任する場合は、社会福祉に対する理解と熱意のあることはもちろんのこと、地域の実情に通じ、積極的な活動が期待できる人を選出すること。
- (3) 地域住民の社会連帯の意識を高めるとともに、社会福祉についての理解と関心を深め、住民参加による地域福祉の推進を図ることができる人を選出すること。また、福祉と保健・医療の連携を図ることが重要な課題となっていることから、特にこれらの問題について十分な理解と関心を有し、かつ、積極的な活動ができる人を選任するよう努めること。
- (4) その他
 - ア 担当区域に在住し、地域実情に精通している人。
 - イ 地域住民のキーステーションとなるため、常時連絡ができる状態にある人。

ウ 再任者については、民生委員・児童委員としての資質向上の意欲があり、活動実績が十分であること。具体的には、協議会や研修会への出席及び各種報告書の提出が50%以上の人。

エ 児童及び妊産婦の保護、保健について理解と関心を持ちかつ積極的な活動が期待できる人。

2 年齢等について(令和4年[2022年]12月1日現在)

(1) 現在、民生委員・児童委員でない人を新たに選任する場合は、30歳以上(平成4年[1992年]12月1日以前に生まれた人)、72歳未満(昭和25年[1950年]12月2日以後に生まれた人)で経験豊富な人を選出する。

(2) 民生委員・児童委員を再任する場合は、75歳未満(昭和22年[1947年]12月2日以後に生まれた人)の人を選出する。

(3) その他、選出に当たってはできる限り低年齢層化をはかることとするが、地域の実情によってはこの限りではない。

3 民生委員・児童委員の適格要件

(1) 本市の議会の議員の選挙権を有する人。

(2) 民生委員・児童委員の選出にあたっては、地域的偏在が生じないように留意する。

4 内申について

(1) 地域が個別の自治会区域の場合は、各自治会から選出し、自治会長の内申をお願いする。

(2) 地域が複数の自治会区域にまたがる場合は、それぞれの自治会の協議により選出し、自治会長の連名による内申をお願いする。

(3) 各地区の民生委員・児童委員は、各自治会からの選出に対して、必要に応じて協力する。

主任児童委員推薦基準

(令和4年度一斉改選)

児童福祉法第16条、民生委員法第10条の規定により、主任児童委員を改選するにあたり、適任者を選任できるよう、次のとおり推薦基準を設定する。

1 選任にあたっての一般方針について

(1) 主任児童委員の改選は、主任児童委員の適任者を確保することを大きな主眼として行われるものであることから、次に掲げる基準に照らして主任児童委員にふさわしい人を推薦すること。

(2) 児童福祉に関する理解と熱意を有し、また、次に例示する者など専門的な知識・経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる人を選出すること。

ア 児童福祉施設等の施設長若しくは児童指導員若しくは保育士等として勤務した人、または、里親として児童養育の経験がある人

イ 学校等の教員の経験を有する人

ウ 保健師、助産師、看護師、保育士等の資格を有する人

エ 子ども会活動、少年スポーツ活動、青少年補導活動、青少年指導活動等の活動実績を有する人

(3) その他

ア 担当区域に在住し、地域の実情に精通している人

イ 地域住民のキーステーションとなるため、常時連絡ができる状態にある人

ウ 再任者については、主任児童委員として資質向上及び活動実績が十分であること。具体的には、協議会や研修会への出席及び各種報告書の提出が50%以上の人

2 年齢等について（令和4年〔2022年〕12月1日現在）

(1) 新任は、原則として30歳以上（平成4年〔1992年〕12月1日以前に生まれた人）、60歳未満（昭和37年〔1962年〕12月2日以後に生まれた人）の人

(2) 再任の場合は、65歳未満（昭和32年〔1957年〕12月2日以後に生まれた人）の人

3 主任児童委員の適格要件

(1) 本市の議会の議員の選挙権を有する人。

(2) 主任児童委員の選出にあたっては、複数となる地域にあっては、地域的偏在とならないよう留意する。

4 内申について

(1) 内申は各まちぢから協議会、自治会連合会等から選出し、まちぢから協議会会長、自治会連合会長等をお願いする。

(2) 各地区の主任児童委員は、各まちぢから協議会、自治会連合会の選出に対して、必要に応じて協力する。

秘 民生委員 ・ 児童委員候補者個人調書 (A)

(R4一斉改選・本人記入)

ふりがな				性別	生年月日		年齢	
氏名				男・女	昭和	年	月 日 歳	
住所	〒					現住所居住年数		
電話番号	()					年 月		
担当予定 区域又は事項					担当 世帯数	世帯		
職業等	有 ・ 無			常勤 ・ 非常勤				
	職業				世帯の主たる収入			
	勤務地				(1)本人の収入	ア 給与収入		
				(2)家族の収入	イ 年金収入			
				(3)その他	ウ その他			
家族構成 (同居者のみ)	氏名	続柄	年齢	氏名	続柄	年齢		
※「続柄」は本人からみて								
経歴	職業歴	職業	在職期間		職業	在職期間		
			年 月 ~ 年 月		年 月 ~ 年 月			
			年 月 ~ 年 月		年 月 ~ 年 月			
			年 月 ~ 年 月		年 月 ~ 年 月			
概要	公的役員歴等	現在			過去			
	社会貢献活動歴等							
賞罰								

※塗りつぶし部分は記入不要です。 ※記入が済みましたら、所属の自治会長へご提出ください。

秘 民生委員 ・ 児童委員候補者個人調書(B)

(R4一斉改選・自治会長記入)

適否事項	地方議員の選挙権	有 ・ 無	委員の立場を政治的に利用する おそれ（法16条）			有 ・ 無				
	時間的余裕	有 ・ 普通	健康状況			良好 ・ 普通				
	家族の理解と協力	よい ・ 普通	地域の信望・実情把握			良好 ・ 普通				
新任事項	社会福祉に対する態度	一般社会福祉に対して	熱意がある ・ 普通							
		児童福祉に対して	熱意がある ・ 普通							
		共同募金等に対して	熱意がある ・ 普通							
		ボランティア活動に対して	熱意がある ・ 普通							
再任事項	活動に対する熱意と遂行状況	地域福祉活動に対して	熱心 ・ 普通							
		世帯更生活動に対して	熱心 ・ 普通							
		児童委員活動に対して	熱心 ・ 普通							
		関係行政機関への協力	熱心 ・ 普通							
		協議会への出席	80%以上	50%以上	50%未満					
		研修会への出席	80%以上	50%以上	50%未満					
		各種報告の提出	80%以上	50%以上	50%未満					
項	委任歴	前・昭和 平成	年	月	日	～	現	在	通算期間	
		元・昭和 平成	年	月	日	～	昭和 平成	年	月	日
前任者	ふりがな		性別	年齢	職業		経験年数			
	氏名		男 ・ 女	歳			年			月
	辞任年月日	年	月	日	辞任理由					
推薦理由等		※必ずご記入下さい。								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ※候補者の人柄や日頃の活動等、推薦するに至った理由を詳細にご記入下さい。 </div>										

※塗りつぶし部分は記入不要です。 ※委任歴や前任者など、不明な部分は空欄で構いません

民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者個人調書の記入について

☆調書の記入に当たっては、委嘱日（令和4年12月1日）現在の内容でご記入ください。個人調書は両面に記入欄がございますのでご注意ください。

1. 表面について

1) 記入者

候補者ご本人がご記入ください。

2) 記入不要欄

担当予定区域又は事項、担当世帯数は記入しなくて構いません。

3) 氏名欄

正しい字体（住民登録）で記入し、ふりがなをつけてください。

4) 現住所居住年数欄

月数は、15日以下は切り捨て、16日以上は切り上げてご記入ください。

5) 職業等欄

- ◇有・無どちらか該当する方を○で囲みます。
- ◇有を○で囲んだ場合には、職業を記入し、常勤または非常勤を○で囲みます。また勤務地について市町村名まで記入してください。
- ◇世帯の主たる収入については、該当する番号(1)～(3)及びア～ウをいずれか一つ○で囲みます。

6) 家族構成欄

- ◇同居者のみを記入し、候補者本人の記入は不要です。
- ◇本人との続柄欄は、夫、妻、子、父、母、妹、弟、子の妻等と記入します。
(家族構成の「続柄欄」の主な記載例)
 - a 候補者本人の嫡出子、養子及び特別養子は、「子」と記載
 - b 候補者本人の養父母は、「父」、「母」と記載
 - c 候補者本人の義父母は、「夫の父」、「夫の母」、
「妻の父」、「妻の母」と記載
 - d 候補者本人の孫は、「子の子」と記載
 - e 候補者本人の子の配偶者は、「子の妻」「子の夫」と記載

7) 職業歴欄

過去及び現在の職業と在職期間を記載してください。

8) 公的役員歴等欄

下記の区分例等により主なものを役職名も併せて記入してください。
(例) 自治会、PTA、社会福祉協議会、青少年指導委員、
子供会、婦人会、保護司、人権擁護委員…

9) 社会貢献活動歴等欄

下記の区分例等により主なものをご記入ください。

(例) NPO活動、〇〇ボランティア 等

10) 賞罰欄

主なものをご記入ください。

各種表彰は受賞年度も併せてご記入ください。

2. B面について

1) 記入者

自治会長がご記入ください。

2) 記入不要欄

地方議員の選挙権は記入しないでください。

3) 新任事項欄（候補者が民生委員経験の無い場合はこちらに記入）

該当の項目に○をしてください。

※特別な理由がない限りは、熱意があると判断いただいて構いません。

4) 再任事項欄（候補者が民生委員経験のある場合はこちらに記入）

該当の項目に○をしてください。

委任歴や通算期間は、分かる範囲でご記入ください。

5) 前任者欄

候補者が新任の場合のみご記入下さい。

経験年数、辞任年月日等は分かる範囲でご記入下さい。

辞任理由欄は、下記の区分例等により記入してください。

(例) 病気、家族介護、転居、議員立候補、任期満了、等

6) 推薦理由等欄

候補者を推薦するに至った理由を、必ずご記入ください。

3. 複数の自治会にわたって内申いただく場合について

候補者の担当区域が複数自治会にまたがる場合は、候補者1名につき個人調書を1枚作成いただき、内申書は当該自治会長の連名でご提出ください。

4. 個人情報の取り扱いについて

個人調書は、候補者及び前任者等の個人情報が含まれますので、紛失等のないように、十分ご注意ください。

☆ご不明な点は下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

茅ヶ崎市役所福祉政策課福祉政策担当（分庁舎2階 3番窓口）

TEL 0467-82-1111(内線3221~3)

FAX 0467-82-5157

MAIL fukushiseisaku@city.chigasaki.kanagawa.jp

海岸屑籠全撤去について

【経緯】

茅ヶ崎市及び藤沢市の海岸沿い付近に設置している屑籠については、近年不法投棄が大部分を占め、本来のボランティア専用屑籠としての機能を果たしていないのが現状です。また、そのごみ回収や処分に係る費用も増加しています。

茅ヶ崎市では平成26年度から段階的に屑籠を減らす取り組みを行い、令和2年度には3か所まで削減しましたが屑籠跡地への投棄は確認されておりません。また、毎月1回屑籠の内容調査を実施しておりますが、約7～8割が家庭ごみや産業廃棄物であることがわかっています。ボランティア専用屑籠が不法投棄の温床となっていることから、現在3か所に設置されている屑籠を令和4年3月末に撤去いたします。

なお、ボランティア専用として小規模な置場を新たに6か所設置します。今後は海岸パトロールを行いボランティアの皆様を使い勝手や不法投棄の状況を検証しながら、きれいな茅ヶ崎海岸を引き続き保っていきます。

【実施要領】

実施期間	令和4年4月1日から
周知期間	令和3年12月から
周知対象	まちぢから協議会連絡会、海岸地区自治会、市民、かながわ海岸美化財団
周知の方法	① 各屑籠へ撤去の事前周知の看板掲示（撤去前）（令和4年1月から） ② ホームページへの掲載 ③ SNS（ツイッター） ④ エレベーターデジタルサイネージ ⑤ 広報掲示板 ⑥ 広報紙 ⑦ タウンニュース
ボランティアへの対応	・かながわ海岸美化財団と連携した周知
屑籠撤去後の取り組み	・海岸パトロールの実施 ・啓発活動 ・撤去後の屑籠跡地のごみ調査を毎月1回かながわ海岸美化財団と継続実施

【お知らせ】茅ヶ崎海岸の屑籠を撤去いたします

令和3年11月10日
 まちぢから協議会連絡会 資料5
 環境部 環境保全課

海岸の屑籠は、ボランティアごみを集めるために3箇所設置されています。しかし、現状として家庭ごみ、海岸利用者によるごみ、産業廃棄物と思われるごみ等が大量に投棄され、本来の機能が失われています。つきましては、令和4年3月末をもって屑籠を全て撤去します。

なお、海岸清掃ボランティアの方専用のごみ置場を新たに設置し運用をしていきます。

期間	屑籠撤去
令和2年4月～令和4年3月末	7箇所 → 3箇所 (実施済)
令和4年4月～	3箇所 → 0箇所 (全撤去)



【問合せ】
 茅ヶ崎市環境部環境保全課
 電話0467-82-1111

● = ボランティア用屑籠 **撤去**
 (撤去後はボランティアごみ置場になります)

▨ = ボランティアごみ置場

※地図上の印は、概ねの位置となりますのでご注意ください

(案)

令和3年11月 日

自治会長 各位

茅ヶ崎市長 佐藤 光
(公印省略)

ごみ集積場所への啓発看板の掲示について (依頼)

晩秋の候、皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、ごみ有料化に関する説明会の実施にあたっては、多大なるご理解とご協力を賜り、改めまして厚くお礼申し上げます。

さて、現在、資源循環課では、ごみ有料化の制度周知の一環として、本市域内にあるごみ集積場所に掲げる看板を作製しているところです。

つきましては、次のとおり作製した看板を配布いたしますので、貴自治会内の燃やせるごみ集積場所に掲示していただけますようお願い申し上げます。

- 1 配布物 (1) 啓発看板 (貴自治会内の燃やせるごみ集積場所箇所数分)
※ A3 (297×420 mm) サイズ・ターポリン製・四隅ハトメ加工済
(2) 結束バンド (貴自治会内の燃やせるごみ集積場所箇所数×4本)
- 2 配布方法 12月7日(火)に各地区コミュニティセンター等へ自治会毎に仕分けした看板一式をお届けし、12月8日(水)以降に実施を予定している各地区まちぢから協議会運営委員会において順次配布させていただきます。各地区まちぢから協議会運営委員会をご欠席される場合は、お手数ですが、各地区コミュニティセンター等までお受け取りにお越しくくださるようお願い申し上げます。なお、湘北地区は、別途調整させていただきます。
- 3 掲示期間 掲示日 (12月中) から令和4年9月30日(金)
- 4 その他 啓発看板が足りない場合は、資源循環課までご連絡ください。

問い合わせ先

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当

[住 所] 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

[電 話] 0467-82-1111 (内線1221~3) [F A X] 0467-57-8388

[E-mail] shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp



茅ヶ崎市内の犯罪発生状況

令和3年10月末
(手集計～統計値とは異なります)

	振り込め詐欺		ひったくり		空き巣		暴行・傷害		オートバイ盗		自転車盗		車上ねらい (車から荷物 等を盗む犯 罪)		犯の(部 品やバイク の部品を盗 む)		置引き		器物損壊		累計
	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	10月	累計	
茅ヶ崎地区		5	1	1			1	13		12	14	101				1		5		5	143
茅ヶ崎南地区		1				1	3		2	5	27		1	2			1	2		3	41
南湖地区		1	1	1		1	1			1	4								1	2	10
海岸地区	1	2			1	1	1	1	1		13			1		1		1		4	25
鶴嶺東地区		4		1		1	5	1	5	3	18			1				1	1	2	38
鶴嶺西地区					4				2		8			2	3				1	8	25
湘南地区			1	1	1	2		2		3	2	16	1	1	1	1	1	3			29
松林地区	1	2					1		3	1	15	1	2		2					5	30
湘北地区							1	1	1	2	19			1		4				4	30
小和田地区		2			4	1	3		2	2	11			3						1	28
松浜地区		4					5		2	3	21								1	4	37
浜須賀地区									2	1	7			1						2	12
小出地区							1	4		2	1				1					1	9
合計	2	21	3	4	1	14	5	39	3	37	34	261	3	12	3	13	2	13	3	41	455

人身事故発生件数(前年比) 死者数(前年比) 免許者数(前年比)

10月中	発生件数	高齢者	二輪車	自転車
茅ヶ崎市 (前年比)	30 (-14)	11 (-5)	7 (-7)	14 (-2)
寒川町 (前年比)	10 (+2)	4 (+1)	3 (+1)	4 (±0)
合計	40	15	10	18

形態別 累計 割合 県警合計(R3)

高齢者 	R2年	162	—	5797(+282)
	R3年	169(+7)	32.1%	県平均と対比 33.2%
二輪車 	R2年	127	—	5003(+195)
	R3年	144(+17)	27.3%	県平均と対比 29.7%
自転車 	R2年	142	—	4375(+428)
	R3年	199(+57)	37.8%	県平均と対比 25.1%
子ども (中学生以下) 	R2年	37	—	1233(+102)
	R3年	34(-3)	0.5%	県平均と対比 7.1%

令和3年振り込め詐欺地区別発生状況(10月末現在)

地区	番号	発生月日	手口	発生場所	年齢	男女	備考
茅ヶ崎	1	2月19日	還付金	本村	68歳	女	
	2	6月5日	還付金	元町	69歳	男	
	3	6月22日	還付金	元町	65歳	女	
	4	5月28日	還付金	茅ヶ崎	73歳	女	
	5	8月3日	還付金	本村	59歳	女	
茅ヶ崎南	1	4月21日	オレオレ	幸町	78歳	女	
南湖	1	8月19日	オレオレ	南湖	87歳	女	
海岸	1	8月18日	オレオレ	東海岸南	86歳	女	
	2	10月27日	オレオレ	東海岸南	79歳	女	
鶴嶺東	1	5月12日	オレオレ	浜之郷	71歳	女	
	2	3月10日	架空請求	西久保	47歳	女	
	3	5月14日~6月10日	架空請求	西久保	62歳	男	
	4	6月15日	架空請求	西久保	62歳	男	
鶴嶺西							
湘南							
松林	1	7月15日	還付金	松林	74歳	男	
	2	10月4日	オレオレ	赤羽根	73歳	女	
湘北							
小和田	1	1月15日	還付金	赤松町	76歳	女	
	2	1月26日	還付金	代官町	70歳	女	
松浪	1	6月2日	還付金	美住町	76歳	女	
	2	6月17日	還付金	富士見町	80歳	女	
	3	7月13日	還付金	出口町	74歳	女	
	4	5月7日	架空請求	美住町	63歳	女	
浜須賀							
小出							
寒川	1	3月30日	預貯金	宮山	75歳	女	未遂